

秋田県介護医療院の施設に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田県規則第十六号

秋田県介護医療院の施設に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、秋田県介護医療院の施設に関する基準を定める条例（平成三十年秋田県条例第二十五号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(施設)

第二条 条例第三条第一項第五号の規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- 一 レクリエーション・ルーム
- 二 洗面所
- 三 便所
- 四 サービス・ステーション
- 五 洗濯室又は洗濯場
- 六 汚物処理室

2 条例第三条第一項第一号から第三号まで及び前項第一号から第三号までに掲げる施設の基準は、次のとおりとする。

- 一 談話室は、入所者同士又は入所者とその家族が談話を楽しむことができる広さを有すること。
- 二 食堂は、内法による測定で、入所者一人当たり一平方メートル以上の面積を有すること。
- 三 浴室は、次に掲げる基準を満たすこと。
 - (一) 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。
 - (二) 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。

- 四 レクリエーション・ルームは、レクリエーションを行うために十分な広さを有し、必要な備品を備えること。
- 五 洗面所は、身体の不自由な者が利用するのに適したものであること。
- 六 便所は、身体の不自由な者が利用するのに適したものであること。

(ユニット型介護医療院の施設)

第三条 条例第五条第一項第四号の規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。

一 サービス・ステーション

二 洗濯室又は洗濯場

三 汚物処理室

2 条例第五条第一項第一号及び第二号に掲げる施設の基準は、次のとおりとする。

一 ユニットは、次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定めるところによる。

(一) 条例第四条第一項に規定する共同生活室（以下単に「共同生活室」という。） 次に掲げる基準を満たすこと。

(1) いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(2) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(3) 必要な設備及び備品を設けること。

(二) 洗面所 次に掲げる基準を満たすこと。

(1) 療養室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(2) 身体の不自由な者が使用するのに適したものであること。

(三) 便所 療養室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

二 浴室は、次に掲げる基準を満たすこと。

(一) 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

(二) 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。